

◎新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案新旧対照表
 ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
<p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（令和四年法律第 号）</p>		<p>この法律（第十五条第三項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>〔新設〕</p>	